

第二三〇〇〇〇四号

認定証

秋田県大館市片山字中通六番地二

東北ビル管財株式会社

警備業法

(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいづれにも
該当せず、警備業の要件を備えている
ことを認定する。

有効期間

令和五年五月十七日から

令和十年五月十六日まで

秋田県公安委員会

